

空き家バンク登録申請書

年 月 日

柳川市長 様

所有者等 住所

氏名 ④

柳川市空き家バンク制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり空き家台帳への登録を申請します。

- 1 契約交渉について（次のいずれかを選択し□に✓を記入）
 - (1) □直接型 契約交渉に関わる全てについて、所有者等と利用者との間で責任を持って行います。
 - (2) □間接型 契約交渉に関わる全てについて、次の宅地建物取引業者の仲介により行います。
 - ア 既に仲介業者があるとき。
宅地建物取引業者名（ ）
住所（ ） 連絡先（ - - ）
 - イ 仲介業者がないとき。
物件交渉申込があった場合、柳川市に登録している宅地建物取引業者の中から仲介業者を選択し、依頼します。
- 2 登録内容は、別紙空き家バンク登録カードに記載のとおりです。
- 3 同意事項
 - (1) 登録した空き家等の情報の一部（所在地、物件の概要及び写真）について、柳川市のホームページ、広報紙等で一般に公開されることに同意します。
 - (2) 空き家等の利用希望者及び仲介業者に対して、登録された情報を提供されることに同意します。
- 4 誓約事項
 - (1) 空き家バンク登録カードの記載内容に偽りはなく、柳川市空き家バンク制度実施要綱第4条第5項の規定に該当しないことを誓約します。
 - (2) 利用者との交渉及び契約には誠意を持って臨み、疑義、紛争等については当事者間で解決に当たることを誓約します。
 - (3) 利用者との交渉及び契約を通じて得られた情報については、空き家バンク制度の目的に従って利用し、決して他の目的に利用しないことを誓約します。

注1 柳川市では、情報の提供や必要な連絡調整等を行いますが、空き家等に関する交渉並びに売買及び賃貸借の契約については、一切これに関与しません。

2 間接型の契約交渉については、宅地建物取引業法第46条第1項に規定する範囲内の仲介報酬等がかかります。

3 柳川市では、この申請により登録された情報を空き家バンク制度の目的以外に利用しません。